

議案第12号

飛騨市総合政策審議会設置条例の一部を改正する条例について

飛騨市総合政策審議会設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月10日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

市の政策の総合的かつ計画的な推進に関する重要事項について、より多くの意見を聴取し、審議の内容を深めるための改正

飛驒市総合政策審議会設置条例の一部を改正する条例

飛驒市総合政策審議会設置条例（平成29年飛驒市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「15人」を「20人」に改める。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（部会）

第7条 市長は、必要に応じて審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 6 部会に、特別の事項を調査し、及び審議させるため必要があるときは、専門委員若干名を置くことができる。
- 7 専門委員の任期は、当該事項に対する調査審議が終了したときまでとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

飛騨市総合政策審議会設置条例の一部を改正する条例 (案) 要旨

1 改正の趣旨

市の政策の総合的かつ計画的な推進に関する重要事項について、より多くの意見を聴取し、審議の内容を深めるための改正

2 改正の内容

(1) 委員の増員

委員の人数を20人以内に増員する。 (第3条関係)

(2) 部会の設置

必要に応じ、部会を置くことができるものとし、その運営に必要な事項を定める。 (第7条関係)

3 施行日 令和2年4月1日